

(設置)

第1条 市民の健康づくり及び公衆衛生の向上に関する総合的な施策の推進を図るため、熊本市保健衛生審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 健康づくり及び疾病予防に関すること。
- (2) 地域保健法(昭和22年法律第101号)第11条に規定する地域保健及び保健所の運営に関すること。
- (3) 保健、医療事業計画等の策定に関すること。
- (4) 保健、医療及び福祉の相互連携に関すること。
- (5) その他施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、議事に関係ある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 市長は、特定の事項、専門的な事項等について調査審議するため、審議会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、会長の意見を聴いて市長が委嘱又は任命する。

3 [前3条](#)の規定は、部会について準用する。

4 部会長は、部会における審議状況及びその結果を審議会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、健康福祉局において行う。

(平23条例54・平28条例6・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(熊本市保健所運営協議会条例の廃止)

2 熊本市保健所運営協議会条例(昭和34年条例第16号)は、廃止する。

附 則(平成23年12月19日条例第54号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。